

県立津久井湖城山公園 水の苑地 噴水設備保守点検・清掃管理業務 仕様書

1. 適用

本仕様書は、公益財団法人神奈川県公園協会（以下「甲」という）が、管理会社（以下「乙」という）に委託する津久井湖城山公園左岸「水の苑地」にある噴水設備の保守点検・清掃管理業務（以下「業務」という。）に適用する。

2. 業務名称

令和4～8年度 都市公園管理運営事業 津久井湖城山公園 施設管理 噴水保守点検・清掃業務委託

3. 業務場所

相模原市緑区城山2-9-7 県立津久井湖城山公園 水の苑地

4. 対象設備

噴水設備

5. 業務期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

6. 業務内容

1) 点検管理（10回/年×5年=50回）

(1) 対象設備

制御盤、ポンプ類、ろ過器、塩素滅菌装置、ファン、コンプレッサー、水中照明、紫外線滅菌装置、自動給水装置、池内機器

(2) 点検管理内容

- ・各装置及び機器の適正運転、運転状況の点検、調整
- ・機器シーケンス動作確認
- ・異常の有無確認及び甲への報告、連絡
- ・電機設備の作動状態及び機能の点検、確認調整等（絶縁抵抗測定を含む）
- ・噴水稼働時間管理（噴水設備稼働時間タイマーの変更）
- ・集毛器内部清掃

2) 装置・機器の消耗品類の交換・補充

- ・グリースの補充（適時）
- ・紫外線滅菌装置（ランプ交換 28本/年×5年=140本、配管洗浄2回/年×5年=10回）
- ・次亜塩素酸ソーダ補充 3回/年×5年=15回（130缶/年×5年=650缶）

3) 薬剤注入管理（必要時実施）

- ・次亜塩素酸ソーダ注入量調整（基準：夏2回/年、冬2回/年）

4) 水質確認（8回/年×5年=40回）

- ・噴水吐出側出口：残留塩素測定
- 5) 噴水・池清掃（3回/年×5年＝15回）
 - ・高圧洗浄機による洗浄
 - ・噴水池、カスケードで発生した汚泥、池内廃棄物の場外搬出処理を含む
- 6) 報告書・作業写真の提出（作業実施毎）
- 7) その他
 - ・施設内清掃（点検時毎）
 - ・終了時点検、開始時点検作業含む（各1回/年×5年＝各5回）

7. 緊急時対応等

- 1) 乙は、点検管理実施中に施設において故障・事故等異常状態またはその兆候が生じた場合は、初期対応を実施後、直ちに甲に連絡してその指示に基づき、適切に措置をすること。
- 2) 乙は、点検管理実施中以外で施設において故障・事故等異常状態またはその兆候が生じた場合は、甲からの連絡により甲と協議の上、隨時緊急対応を行うこと。この時、乙が緊急対応に要した費用は原則として甲が負担するものとし、費用負担額については、甲乙協議の上定めるものとする。
- 3) 乙は緊急時の連絡方法を作成し、甲に提出する。

8. 範囲外業務

以下の業務については甲乙協議の上別途業務として委託するものとする。

- 1) 本仕様書記載業務内容以外の業務
- 2) 設備機器に関する修理業務
- 3) 官公庁関係への書類作成、提出
- 4) 運営管理業務において発生する廃材の場外処分

9. 費用負担

1) 支給品

甲は乙が業務に要する次に定めるものの費用を負担し、乙に無償で支給するものとする。

以下に定めるもの以外の費用負担については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

- ・設備運営に関する電気・水道・燃料・下水道等の経費
- ・次亜塩素酸ソーダが130缶/年を超える量が必要となった場合の薬品負担

2) 設備修理

設備の修理、オーバーホール等の費用負担は甲が負担するものとする。

10. その他

この仕様書に記載のない項目等で、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

以上



